

CARREL 社会保険労務士事務所

News

CARREL 社会保険労務士事務所
〒231-0004
横浜市中区元浜町 3-21-2 ヘリオス関内ビル 7F
TEL :045-222-8270/FAX :045-222-8276
✉ info@carrel-yokohama.jp
http://www.carrel-yokohama.jp



1. ブラック企業・ブラックバイトに関する相談事例

◆過去最多の相談件数

連合は、昨年12月に「全国一斉労働相談キャンペーン」を実施し、その一環として「労働相談ホットライン」を行いました。先日その結果が発表されました。

今回の電話相談は、いわゆる“ブラック企業”や“ブラックバイト”に関することを中心に実施されましたが、2日間の集中期間を設けて行ったキャンペーンの中では過去最多の相談件数（979件）となったそうです。

◆具体的な相談事例

それでは、公表された具体的な相談事例を見ていきましょう

【正社員】

1日の勤務時間が10～12時間と長時間労働を強いられている。有給休暇もほとんど取れない状態。それに加え、上司からの暴言や嫌がらせもある。上司に「これ以上サービス残業はできない」と伝えたら、ますますパワハラがひどくなった。（40代女性、医療・福祉関連）

【パート】

パートで勤務していたが、会社から「仕事なくなったので辞めてくれ」と言われ、即日解雇。解雇理由書を求めたが応じてくれず、解雇予告手当もない。雇用契約書ももらっていない。（60代男性、運輸業）

【アルバイト】

アルバイトで塾講師をしている。授業以外の仕事もしているが、その分の賃金が支払われない。退職を申し出たが、「来年の3月までは辞めさせない」と言われている。（20代男性、教育・学習支援業）

【派遣社員】

休日に強制的に勤務指定され、時間外労働も強制。休暇もほとんど取れない。派遣元担当者に相談したが、相談したことが派遣先に知られてしまい、派遣先から「使えない」「ここで働けなくなるよ」など、暴言によるパワハラを受けるようになった。（30代男性、製造業）

◆「ブラックバイト」に関する対策

ここ最近、大きな話題となっている「ブラックバイト」ですが、厚生労働省と文部科学省は、昨年末に学生アルバイトの多い業界団体に対して、労働条件の明示・賃金の適正な支払い・休憩時間の付与などの労働基準関係法令の遵守のほか、シフト設定などの課題解決に向けた自主的な点検の実施を要請しました。

厚生労働省では、今後も大学生などに対する関係法令の周知・啓発や相談への的確な対応など、学生アルバイトの労働条件確保に向けた取組みを強化していくそうです。

私は、経営者も社員も
幸せになれる会社づくりの
サポートをすることが
CARRELの“使命”だと
考えています。

CARRELの5つの使命として

- ◇ 採用・教育研修サポート
- ◇ 就業規則・人事諸規定
- ◇ 労務問題
- ◇ 社会保険手続き
- ◇ 行政調査

を考えています。

これらのお悩みを解決させて
頂くことが、貴社の成長に
貢献できる近道だと思っ
ております。

～お気軽にご相談下さい～

プロフィール

官公庁・百貨店勤務を経て人
材派遣会社へ入社。

人材派遣会社では約10年
間、総務・人事、派遣コーディネーターなど多岐に渡る業務に従事。

現在は、社労士実務だけでなく、資格学校や大学にてメンタルヘルスや就職支援等の講師を担当。



2月の税務と労務の手続き

1日

- ◇ 法定調書<源泉徴収票・報酬等支払調書・同合計表>の提出 [税務署]
- ◇ 給与支払報告書の提出<1月1日現在のもの> [市区町村]
- ◇ 固定資産税の償却資産に関する申告 [市区町村]
- ◇ 個人の道府県民税・市町村民税の納付<第4期分> [郵便局または銀行]
- ◇ 労働者死傷病報告の提出<休業4日未満・10~12月分> [労働基準監督署]
- ◇ 健保・厚生保険料の納付 [郵便局または銀行]
- ◇ 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 [年金事務所]
- ◇ 労働保険料の納付<延納第3期分> [郵便局または銀行]
- ◇ 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- ◇ 外国人雇用状況報告(雇用保険の被保険者でない場合) <雇入れ・離職の翌末日> [公共職業安定所]

10日

- ◇ 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- ◇ 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]
- ◇ 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合> [労働基準監督署]

16日

- ◇ 所得税の確定申告受付開始<3月15日まで> [税務署] なお、還付申告については2月15日以前でも受付可能。

28日

- ◇ じん肺健康管理実施状況報告の提出 [労働基準監督署]
- ◇ 健保・厚生保険料の納付 [郵便局または銀行]
- ◇ 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 [年金事務所]
- ◇ 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- ◇ 外国人雇用状況報告(雇用保険の被保険者でない場合) <雇入れ・離職の翌末日> [公共職業安定所]

2. 「外国人技能実習制度」見直しで

受入れ企業に届出義務化

◆技能実習制度の現状

現在、日本で技能実習生として16万人を超える人が働いており、中国やベトナム、インドネシア等を中心に受け入れています。

対象業種は農業や建設、食品製造など72に及び、人材不足が深刻な業種では労働の貴重な担い手としての役割も期待されています。

ところが、2013年に厚生労働省が行った立入調査では、対象事業所の約8割で「残業代未払い」や「過重労働」といった労働法令違反が明らかになるなど、国際社会からも不当労働や人権侵害の温床になっているとの批判を受けていました。

◆これまでの制度改正の内容

同制度は1993年に創設されましたが、研修期間中の実習生には労働関係法令の適用がなく、不当な扱いを受けるケースも多くあったため、法改正により、最長3年間の研修期間のうち、入国当初の講習期間を除き、企業等での技能習得等のための期間については労働関係法令が適用されることとなり、2012年7月より施行されています。

さらに、従来、企業等での技能実習期間については監理団体による監理の対象とされていませんでしたが、すべての期間を対象とし、監理団体等の不正行為取締りも強化されています。

◆今回の改正内容

上記の改正によっても法令違反が解消されていないため、新たに受入れ企業の抜打ち検査を実施する権限を持つ「外国人技能実習機構」を設置することとします。

また、受入れ企業には同機構への届出を義務化し、実習内容の確認を受けます。この届出をしない企業には罰金が科されるほか、5年間の受入れ禁止処分となります。

そのほか、実習生の待遇を日本人と同等以上とすることが求められます。また、受入れ期間を3年から5年に延長し、対象業種として新たに介護を加えるとしています。

これらの内容が盛り込まれた法案はすでに昨年の国会に厚生労働省と法務省とで共同提出されていましたが、成立には至らず、現在開会中の国会にて審議されています。

3. 均等法・育児法改正で「マタハラ防止」を

企業に義務付けへ

◆男女雇用機会均等法、育児・介護休業法の改正

政府は、今国会に提出する男女雇用機会均等法と育児・介護休業法の改正案の中に、女性らが妊娠や出産を理由に不利益を被るマタニティーハラスメント(マタハラ)の防止策の企業への義務付けを盛り込む方針を明らかにしました。

2017年4月からの実施を目指しています。

マタハラ対策の強化は、安倍政権が掲げる“一億総活躍社会”実現に向けた政策の一環です。働く女性が妊娠・出産をしやすい労働環境をつくり、出生率1.8の実現につなげたい考えです。

どのような言動がマタハラにあたるかは厚生労働省令で詳細を定めるようですが、上司や同僚による嫌がらせ発言が対象となる見込みです。